

活動報告

【会合】

国際知財司法シンポジウム（J S I P）フォローアップセミナー

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

下 道 良 太¹

1 はじめに

2021年1月15日及び19日に、それぞれ、ラオスの関係機関及びミャンマーの関係機関を対象として、国際知財司法シンポジウム（通称“J S I P²”）2019のフォローアップセミナーが開催された。J S I Pのシンポジウムは、2017年以降毎年開催されてきたが、特定の国を対象とするセミナーという形式でイベントが開催されたのは、今回が初めてである。本稿では、両セミナーの開催に至る経緯や当日の様子等を紹介する。

2 開催に至る経緯

- (1) J S I Pは、海外から実務家を招いて、日本を含む各国の知的財産に関する司法制度等に関する情報を共有・発信し、知的財産法分野における国際的な連携を図ることを目的として、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、2017年から、毎年日本で開催されているシンポジウムである。

法務省は、このシンポジウムに関しては、主にASEANの国々が参加するプログラムに参与している。アジア・太平洋地域の国々から実務家を招いた2017年及び2019年には、ASEANの国々の裁判官や捜査関係者が参加するプログラムを担当し³、2018年には、欧米の国々から実務家を招いたシンポジウムの1か月後、シンポジウムと同じ共催者により、ASEAN7か国⁴と日本、中国及び韓国の実務家が参加する「ASEAN+3アドバンストセミナー2018」を開催した⁵。国際協力部は、大臣官房国際課等法務省の他の関係部署と共に、これらのイベントの企画、準備、当日の進行等を担当している。また、これらのイベントにおいては、日本弁護士連合会知財センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に準備の段階から御参加いただき、イベント当日にもモデレーターを務めていただくなど、多大な御協力をいただいている。

¹ 2021年4月1日より東京地方裁判所判事補

² Judicial Symposium on Intellectual Property の略

³ 2017年のプログラムについては、ICD NEWS 74号23頁以降を、2019年のプログラムについては、同81号101頁以降をそれぞれ参照されたい。

⁴ フィリピン、シンガポール及びベトナムは、スケジュールの都合等により不参加

⁵ このセミナーについては、ICD NEWS 78号66頁以降を参照されたい。

(2) 2020年のJ S I P⁶は、欧米の国々から実務家を招いて開催され、法務省はシンポジウムではプログラムを担当しないこととなっていたが、前年（2019年）のシンポジウムの成果の定着を図るとともに、ASEANの国々が参加する予定の翌年（2021年）のシンポジウムへとつなげるため、ASEANの特定の国を対象とした「フォローアップセミナー」を開催することとなった。

(3) セミナーの趣旨からして、知財制度がある程度成熟していて実務経験の蓄積がある国よりも、これから知財制度を発展させていく段階の国の方が適切であると考え、ラオス⁷及びミャンマー⁸を対象国とした。当初は、日本側の関係者が対象国を訪問して現地でセミナーを開催することを予定していたが、2020年春以降のCOVID-19の感染状況を踏まえて、現地に会場を設けるとともにオンラインでも参加できるいわゆる「ハイブリッド形式」や全面オンライン形式の可能性も念頭に置いて準備を進め、最終的には、ラオスセミナーはハイブリッド形式、ミャンマーセミナーは全面オンライン形式で開催することとなった。オンラインのメリットを生かし、対象国のみならず日本からもオンラインでの参加者の応募を受け付け、当日は、多数の弁護士、弁理士、関係機関職員、法整備支援関係者の方々に御参加いただいた。

ラオスセミナーについては、準備を進めていく中で、ラオス最高人民裁判所と共催することとなり、ラオスの他の参加機関との連絡等につき御協力をいただいた。また、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットには両セミナーに対し後援をしていただき、JICAの「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」及び「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」には、それぞれの国のセミナーにつき後援をしていただいた⁹。

(4) テーマは、ラオスセミナーについては、「知的財産権を保護するための制度及び運用」と設定し、具体的内容については、2020年10月にラオスの裁判所（最高人民裁判所、ビエンチャン首都裁判所）、科学技術省知的財産局¹⁰及び財務省関税局の各担当者とウェブ会議で協議を行って、ラオス側及び日本側の発表内容について、お互いに要望を伝え合った。ラオス側からは、裁判手続を迅速かつ適正に行うための制度・運用上の工夫、民事事件の執行手続など（裁判所）、日本の特許庁における異議申立て、取消手続の流れなど（科学技術省知的財産局）、税関の一般的な業務の流れ、税関の業務に関係する法令、知財を保護するための措置（特に国境での業務）、知財権者からの保護の要求に対する対応、商品検査の業務など（財務省関税局）について要望をいただいた。

⁶ 当初は2020年秋に東京に会場を設けて開催される予定であったが、COVID-19の影響により、2021年1月21日にオンラインで開催された。

⁷ TRIPS協定に準拠した「知的財産法」という名称の法律は施行されているが、知財関係訴訟の数は少ない。

⁸ 2019年に商標法、意匠法、特許法及び著作権法が制定され、2021年以降順次施行される予定であったが、同年2月1日以降のミャンマーの国内情勢によって、今後の施行スケジュールに少なからず影響があるものと思われる。

⁹ ラオスプロジェクトの各長期専門家には、ラオス会場からラオスセミナーに参加していただき、ミャンマープロジェクトの各長期専門家には、オンラインでミャンマーセミナーに参加していただいて、各セミナーの進行等に御協力いただいた。

¹⁰ 同省は2021年3月に解体され、知的財産局は商工省に移管される予定である（JETROウェブサイトの「知財ニュース」[<https://www.jetro.go.jp/ipnewstop/asia/la/ipnews/>]より）。

ミャンマーセミナーについては、当時商標法の施行を間近に控えており¹¹、ミャンマー側にとっては新しく始まる制度の理解を深めるとともに日本側から知見の提供を受けるといった観点から、日本側にとってはミャンマーの新しい制度について情報を得るといった観点から、商標をテーマとすることが時宜にかなったものであると考え、テーマを「商標権のエンフォースメント」と設定した。

今回の両セミナーにおいても、日本弁護士連合会知財センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に準備の段階から御協力いただき、当日の発表も担当していただいた¹²。また、日本の特許庁からJICA知的財産行政アドバイザーとしてミャンマー商業省に派遣されている高岡裕美専門家にも、セミナー当日に発表をしていただけたことになった。

3 ラオスセミナー

(1) 概要

ア 日時

2021年1月15日（金）日本時間午後0時～午後7時（ラオス時間午前10時～午後5時）

イ ラオス側参加機関

最高人民裁判所、中部高等人民裁判所、ビエンチャン首都人民裁判所、科学技術省、財務省（税関）、公安省（警察）、ラオス弁護士会

ウ 実施形式

ビエンチャンのホテルに会場を設けるとともに、Zoomを使用してオンラインでも参加可能とした（ハイブリッド形式）。

(2) プログラムの内容

ア オープニング

法務省大臣官房国際課の柴田紀子課長が挨拶を行い、JSIPフォローアップセミナーの意義を説明するとともに、共催者であるラオス最高人民裁判所¹³並びに後援機関である日本弁護士連合会、弁護士知財ネット及びJICA「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」の御協力につき御礼の言葉を述べた。次に、ラオス最高人民裁判所のチャンタリー・ドゥアンヴィライ裁判官が御挨拶をされ、法務省や後援機関への御礼、ラオスにおいて知財に関する法制度の整備や人材の育成に注力すべき必要性、本セミナーに対する期待などを述べられた。

¹¹ 2020年10月から旧制度下で登記されていた商標につき新制度で保護を受けるための出願を優先的に受け付ける「ソフトオープン」が開始され、商標法が正式に施行される「グランドオープン」を控えていたが、2021年2月1日以降の国内情勢により、施行に向けたスケジュールは当初より遅れることが予想される。

¹² セミナーで発表を担当された矢部耕三弁護士、板井典子弁護士、宮川美津子弁護士及び岩井久美子弁護士以外に、林いづみ弁護士、平野恵稔弁護士、城山康文弁護士、重富貴光弁護士及び相良由里子弁護士にも、準備の段階で様々なアドバイスをいただき、セミナー当日にも御参加いただいた。

¹³ 特に、同裁判所のアクソンシン・ウィサイヤライ判事には、他のラオス側参加機関との連絡等で多大な御協力をいただいた。



【オープニングの記念撮影（左上が法務省参加者，その右隣がラオス会場）】

イ 高岡専門家によるプレゼンテーション

ミャンマー商業省に派遣されている高岡専門家が、同国の一般市民を対象とした模倣品に関するアンケートの結果及びそれに対する分析を紹介し、多くの消費者が模倣品であると知らずに購入していること、相当数の消費者が模倣品の購入により損害を受けておりその被害は看過できないこと、模倣品に関する周知活動に対する需要が高いことなどを報告され、消費者が模倣品を見分けるために役立つような活動の必要性を強調された。また、日本の特許庁が外国の政府機関向けに作成した模倣品対策の重要性について説明する動画を上映した上で、本セミナーがラオスの模倣品対策を向上させるために役立つことを希望する旨を述べられた。

ウ ラオス側機関のプレゼンテーション

まず、ビエンチャン首都人民裁判所商事裁判部のニパボン・トンマニヴォン部長（裁判官）が、「ラオスの裁判所及び裁判手続」及び「人民裁判所における知的財産権侵害事件の審理について」というタイトルでプレゼンテーションを行い、知財事件を含む商事事件を扱う商事裁判部の組織体制、管轄等、ラオスの裁判所における知財権侵害事件の審理手続、事件の統計などについて説明された。

次に、科学技術省知的財産局知的財産紛争解決課のスリニャー・シーソムヌック副課長が、ラオスにおける知財権登録及び行政上の知財紛争解決制度についてプレゼンテーションを行い、ラオスが知財に関する条約や国際機関に参加してきた沿革、知財関係の法令、知的財産局の組織、ラオスにおける知財を保護・監督するための体制・制度などについて説明された¹⁴。

最後に、財務省関税局国際協力課のカンダー・シンパスト副課長が、「知的財

¹⁴ 大変丁寧に説明していただいたので、予定されていた発表の後半部分（出願審査、知財権侵害に対する行政措置等）を説明する時間が無くなってしまったが、充実した発表用資料を準備していただいたので、同資料から十分な情報を得ることができた。

産権の保護に関するラオス税関職員の職務活動について」というタイトルでプレゼンテーションを行い、知財の保護を管轄する「密輸防止課」の組織、知財保護措置の根拠法令、税関職員による職権上の強制措置、知財侵害品の検査、検査対象の選出を補助するための管理システム、商標権侵害品の検査・差押えの様子、国際活動への参加などについて説明された。



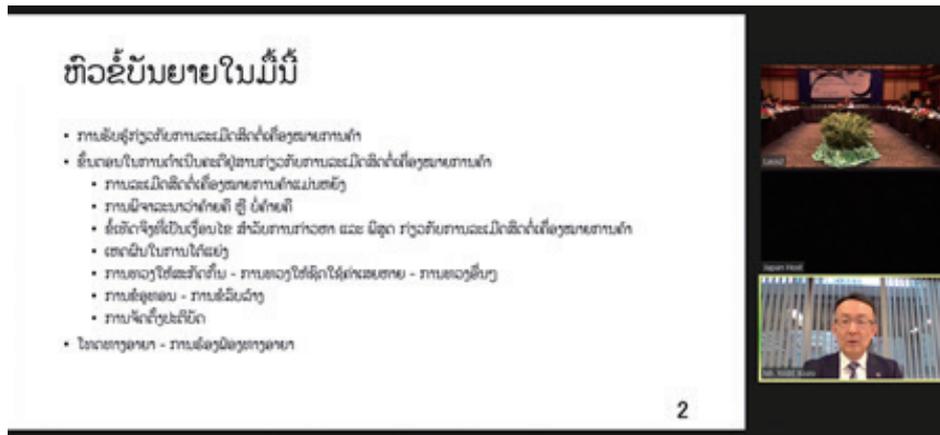
【ニパボン・トンマニヴォン部長（裁判官）のプレゼンテーション】

エ 日本の弁護士のプレゼンテーション

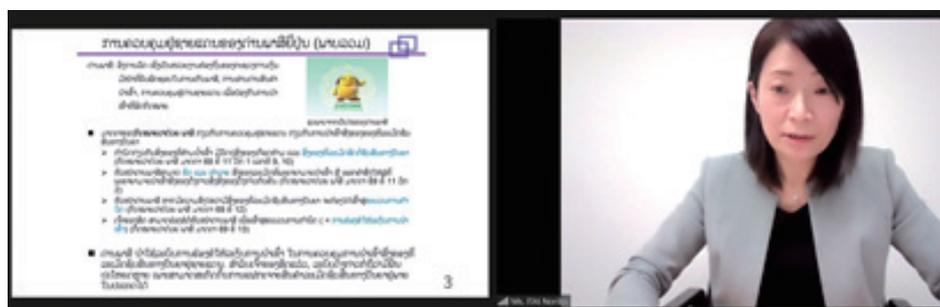
まず、矢部耕三弁護士¹⁵が、「日本の商標権侵害訴訟の概要」というタイトルでプレゼンテーションを行い、商標権侵害の認知手段、商標権の侵害訴訟の手續面（訴えの提起、仮処分、侵害と損害の二段階の審理、和解、執行手續等）及び実体面（侵害の定義、類否判断、要件事実、損害の計算等）、刑事告訴及び刑事罰などについて説明された。

次に、板井典子弁護士¹⁶が、「日本の税関による水際取締り」及び「日本の商標登録の取消等に関する手續」というタイトルでプレゼンテーションを行った。前者については、日本の税関の組織及び権限、輸入差止制度及び認定手續の流れ、これらに対する不服申立制度などについて説明され、後者については、日本の特許庁における商標の無効審判手續、取消審判手續及び異議申立手續について、各手續の違いに言及しながら説明され、各手續の結果に対する不服申立手續である知的財産高等裁判所における審決取消訴訟にも触れられた。

¹⁵ ユアサハラ法律特許事務所
¹⁶ 青木・関根・田中法律事務所



【矢部弁護士のプレゼンテーション】



【板井弁護士のプレゼンテーション】

オ 質疑応答・クロージング

上記の各プレゼンテーションの後で、質疑応答の時間を設け、主に日本側のプレゼンテーションに対してラオス側参加者から活発な質問が出された。余り多くの時間をとることができず、ラオス側からの質問を積み残すこととなったため、この点は次回開催するに当たっての課題としたい。

クロージングでは、まず、オープニングでも御挨拶をされたラオス最高人民裁判所のチャントラー・ドゥアンヴィライ裁判官が、本セミナーを振り返り、有意義な意見交換がされたこと、セミナーの成果を今後に活かしていく必要があることなどを述べられた。

最後に、国際協力部の森永太郎部長が閉会の挨拶を行い、本セミナーの総括と御協力いただいた関係者への感謝を述べた。

4 ミャンマーセミナー

(1) 概要

ア 日時

2021年1月19日（火）日本時間午後0時30分～午後7時（ミャンマー時間午前10時～午後4時30分）

イ 参加機関

裁判所（連邦最高裁判所，ヤンゴン西地区裁判所，ヤンゴン東地区裁判所），計画・財務・工業省（税関），商業省，連邦法務長官府，内務省（警察），知的財産権利者協会¹⁷

ウ 実施形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(2) プログラムの内容

ア オープニング

法務省大臣官房国際課の柴田課長が開会の挨拶を行い，ラオスセミナーと同様に，J S I Pフォローアップセミナーの意義を説明するとともに，後援機関である日本弁護士連合会，弁護士知財ネット及びJ I C Aミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトの御協力につき，御礼の言葉を述べた。



【オープニングの記念撮影（左上が法務省参加者）】

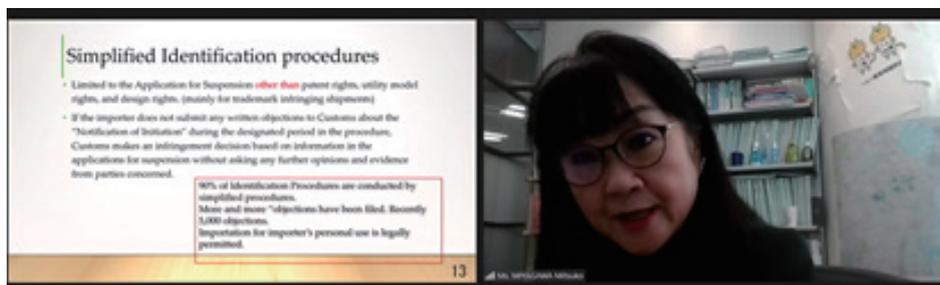
イ 高岡専門家によるプレゼンテーション

前記で紹介したラオスセミナーのプレゼンテーションと同様の内容に加えて，高岡専門家が参加するJ I C Aプロジェクトで作成されたミャンマーの一般市民向けの模倣品対策啓発用動画を上映した。

¹⁷ Myanmar Intellectual Property Proprietors' Association (M I P P A)。知財事件を扱う弁護士等が所属し，知財に関して，法案を起草するための会議に参加したり，教育活動を行ったり，海外のセミナー，研修等に参加したりしているそうである（<http://www.mippa.org.mm>）。本セミナーには，同協会から弁護士が参加した。

ウ 日本の弁護士のプレゼンテーション及び意見交換

宮川美津子弁護士¹⁸及び岩井久美子弁護士¹⁹が、商標権²⁰の侵害に対し権利者の立場からどのような手段をとることができるかという観点から設定された事例を用いて、商標権のエンフォースメントを確保するための日本の制度、実務について紹介するとともに、ミャンマー側の参加者と意見交換を行った。宮川弁護士は民事訴訟（侵害訴訟）及び税関での手続を、岩井弁護士は刑事手続及び特許庁での手続（異議、無効審判）をそれぞれ担当された。商標権のエンフォースメントにおいて重要なポイントとなる場面においては、ミャンマーの制度、実務（商標法の施行下で予定されているものも含む。）についての質問を、あらかじめ関係するミャンマー側機関に送付して検討してもらっており、セミナー当日はそれらの質問に対して回答してもらった上で²¹、更に両弁護士からもコメントをいただいた。ミャンマー側からは、例えば、ヤンゴン西地区裁判所に知財事件を扱う専門部が設けられ、税関や知財庁の処分に対する不服申立てはヤンゴン地区の高等裁判所が管轄を有する見込みであること、侵害訴訟で商標権の有効性は一つの争点となり得るが、それについて判断する権限は一次的には商業省の登記官にあるので、侵害訴訟を扱う裁判所としては商業省における無効手続の結果を待つことになること、出願審査における国内周知性の基準について細則で定める予定であることなどの説明があった。



【宮川弁護士のプレゼンテーション】



【岩井弁護士のプレゼンテーション】

¹⁸ TMI 総合法律事務所

¹⁹ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

²⁰ ミャンマーの商標法は、日本では不正競争防止法で定められている未登録の周知商標に係る権利行使についても定めているので、本セミナーでは、登録済みの商標と共に未登録の周知商標も扱った。

²¹ 計画・財務・工業省（税関）からの参加者には、ミャンマーの税関の業務について、パワーポイントを使った簡潔なプレゼンテーションをしていただいた。

エ 質疑応答・クロージング

上記の各プレゼンテーションの後で、質疑応答の時間を設け、両国の知財の制度、実務について、特にミャンマー側から多数の質問、コメントが出され、活発な意見交換が行われた。

クロージングでは、国際協力部の森永部長が閉会の挨拶を行い、本セミナーの総括と御協力いただいた関係者への感謝を述べた。



【質疑応答】

5 おわりに

両セミナーにおいて、ラオス側及びミャンマー側から日本の知財制度及び実務に関して多数の質問が出され、両国の知財関係機関において、他国の知見、経験を積極的に取り込んで自国の知財制度の発展につなげたいという意欲が感じ取られた。今後も両国の知財制度の状況を注視していきたい²²。

両セミナーは、J S I Pの関係では、これまで最高裁判所等他の機関と共催してきたシンポジウムとは別に、初めて法務省が企画したセミナーであり、かつ、経験の乏しいオンライン形式で開催したものであって、そのプログラムについては、形式面及び内容面ともに反省すべき点が多々あったが²³、両セミナーの参加者に対して行ったアンケートの結果はおおむね好評であり、今後も同様のセミナーの開催を望む声が多かった。法務省としては、今回のセミナーの振返りを十分に行った上で、次回のフォローアップセミナーの開催につき前向きに検討したい。

最後に、共催を引き受けていただいたラオス最高人民裁判所をはじめとするラオス側及

²² ミャンマーについては、本年2月1日以降の情勢下において、同国の知財制度の見通しは不透明であるが、本セミナーの成果が何らかの形で活用されることを祈っている。

²³ ラオスセミナーではラオス会場の電源が落ちて2、3分程度同会場との通信が断絶し、また、ミャンマーセミナーでは通信の不調からプレゼンテーションの順番を入れ替えるなど、オンラインセミナーならではのアクシデントがあった。

びミャンマー側の参加機関の方々，準備及び当日のプログラムで御協力いただいた弁護士の方々，高岡専門家並びにラオスプロジェクト及びミャンマープロジェクトの専門家の方々，当日円滑な通訳をしていただいた通訳の方々など，両セミナーに携わった関係者の皆様に対し，心より御礼を申し上げたい。